

## こども家庭審議会の各分科会・部会等からの意見について

1. 子ども・子育て支援等分科会	2
2. 成育医療等分科会	5
3. 幼児期までのこどもの育ち部会	8
4. こどもの居場所部会	15
5. 社会的養育・家庭支援部会	17
6. 児童虐待防止対策部会	18
7. 障害児支援部会	19
8. こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会	22
9. 基本政策部会子ども・若者参画及び意見反映専門委員会	27

「子ども・子育て支援等分科会」における  
こどもまんなか実行計画の策定に関する主な意見

2024年3月25日

子ども・子育て支援等分科会

- 令和6年2月19日に開催した「第5回子ども・子育て支援等分科会」において、子ども・子育て支援に係る制度改正や予算案について議論を行うとともに、あわせて「こどもまんなか実行計画」の策定について、議論を行いました。
  
- 委員からは、
  - ・ こども大綱に基づく具体的な施策が推進されることはよいこと。実行計画を立てる際、抜け落ちるこどもがないように取り組む必要がある。
  - ・ 政策の方向性や予算規模等は子ども・子育て政策を進めていく地方にとって非常に影響が大きいことから、本実行計画を策定、実施、評価するに当たっては、地方の意見もしっかりと反映していただきたい。とのご意見がありました。
  
- なお、こども大綱の策定に向けた中間整理案については、別添のとおり、本分科会から意見を提出しているところであり、こどもまんなか実行計画の策定においても、引き続き留意いただくようお願いしたい。

(以上)

こども大綱の策定に向けた中間整理案に対する  
「子ども・子育て支援等分科会」における主な意見

2023年9月25日

子ども・子育て支援等分科会

- こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会は、こども家庭審議会令（令和5年政令第127号）において、「子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項を調査審議すること」等とされており、具体的には、認定こども園・幼稚園・保育所等への財政支援等を通じた施設整備、公定価格や設備運営基準の設定のほか、地域子ども・子育て支援事業の推進等を通じた子ども・子育て支援環境の整備等を所掌している。
- こうした観点から、こども大綱の策定に向けた中間整理案に関して、以下7点、本分科会における意見を申し上げる。

※ 本資料は、子ども子育て支援等分科会委員に対し意見照会を行い、事務局の責任において一部整理した上で、意見を列挙したもの。

## 1. こども・若者、子育て当事者に関わる人材確保等

- 保育士・幼稚園教諭・放課後児童クラブの職員等のこども等に関わる人材については、こどもの育ちや子育て当事者を支える必要不可欠な存在であることから、処遇改善や職場環境の改善等に取り組むこと。

## 2. 待機児童対策

- 待機児童は一部の地域を除きほぼ解消に向かうなど、一定の成果を挙げたとされているが、解消されていないケースがあること等に留意が必要。
- 他方で、今後の保育所等整備にあたっては、女性就業率や保育所申込率等の具体的なエビデンスに基づき、適切な量の整備を行うとともに、質を確保していくことも必要。

### 3. 地域子ども・子育て支援

- 地域の実情に応じた様々な支援を推進していくこと。その際、既存の地域資源をできる限り有効活用し、効率的に取り組むこと。

### 4. 伴走型相談支援

- 伴走型相談支援にあたっては、対面相談のほか、デジタルを活用して、相談機関と日常的にコミュニケーションをとることができる方法も必要。

### 5. 放課後児童クラブ

- 放課後児童クラブの受け皿整備について、各自治体において、待機児童解消が着実に進むよう取り組むべき。また、国としてもしっかり支援を行うべき。

### 6. 病児保育

- 子育てと仕事を両立など、若い世代がそれぞれの希望に応じて、家族を持ち、こどもを産み育てることができる環境を整備していくためにも、病児保育を充実していくことは重要であるが、より利用しやすい制度としていく必要がある。
- 他方で、こどもが病気の際に、こどものそばにすることができる働き方ができる社会の仕組みをつくっていくことも重要。

### 7. 地方自治体との連携

- こども施策の具体的な実施を中心的に担っているのは地方自治体であることから、こども大綱に記載される施策を推進するため、国においては自治体と十分に連携するとともに、必要に応じて自治体への支援を行うこと。
- その際、都市部と地方の人口減少地域では、こどもを取り巻く環境が大きく異なっていることから、地域の特性・状況も踏まえた内容とし、地域格差が生じないように留意すること。

こどもまんなか実行計画に対する成育医療等分科会からの意見

## こどもまんなか実行計画に対する成育医療等分科会からの意見

令和6年3月25日

成育医療等分科会

- こども家庭審議会成育医療等分科会は、こども家庭審議会令（令和5年政令第127号）において、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること」とされており、具体的には、妊産婦健診や乳幼児健診、産後ケア事業などを通じた、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の推進や、男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケア、不妊症・不育症への相談支援等の成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に向けた内容を所掌している。
- こうした観点から、こどもまんなか実行計画の策定に向けて、以下のとおり、本分科会における意見を申し上げる。

※ 本資料は、成育医療等分科会委員に対し意見照会を行い、事務局の責任において一部整理した上で、意見を列挙したもの。

### 1. こどもまんなか実行計画全体について

#### （情報に関する教育について）

- ・ 各施策に関する正しい情報を社会全体で共有していくためにも、国民が正しい情報を受け取れるよう情報提供の体制整備を行うことが重要。
- ・ メディアやインターネット、SNS等の使用方法をこどもの頃から教育することが重要。

#### （地域の視点）

- ・ 自治体の事務や財政の負担とならないように、施策の実施にあたって、自治体の実情を考慮した上で、必要な準備期間の確保や具体的で速やかな情報共有を行うなど、自治体と関係省庁と連携して取組を推進していくことが重要。
- ・ 自治体間の差が生じないように、人材の確保・育成・定着に係る支援が重要。

## 2. 具体的事項について

### (産前・産後の切れ目のない支援)

- ・ 産後ケア事業から地域の子育て支援につなぐ等のプッシュ型支援により、切れ目のない支援の仕組みづくりが重要。

### (産後ケア)

- ・ 産後ケアは、リスクが想定される方への支援が必要不可欠であり、誰でも利用できる「ユニバーサルな支援」とするためにさらなる充実と周知徹底が重要。

### (多職種による支援)

- ・ 産婦人科医、小児科医、助産師という専門家チームによるオンラインの相談支援の体制整備の推進についても言及すべき。
- ・ 産後ケア事業と地域の連携のためにも、小児科医や助産師等の専門職の活用も必要。
- ・ 口腔機能の発達不全等をチェックする観点から、5歳児健診を含めた乳幼児健診における歯科健診の拡充が必要。

### (こども家庭センター)

- ・ こども家庭センターについては、母子保健と児童福祉の連携体制の更なる拡充と互いに連絡の取りやすい体制整備についても推進すべき。
- ・ 妊産婦等へのメンタルヘルスの支援について、こども家庭センターが担う役割が重要であるため、医師や看護師等の職種間の連携も含めて、更なる推進が重要。

### (プレコンセプションケア)

- ・ プレコンセプションケアとしての栄養管理も含めた健康管理について、正しい情報を提供し推進していくためには、様々な役割を担う関係機関が連携することが重要。
- ・ 国立成育医療センターに「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を構築する際に、性教育にとどまらず、命の大切さや人間との関係性等、幅広い内容での研究等を推進すべき。
- ・ 「性と健康に関する教育」において、助産師と教育委員会との連携など、専門職の活用についても明確化すべき。また、「性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援」に加え、生命尊重や人権教育を入れるほうが望ましいのではないかと。

#### (一気通貫した小児保健の管理体制)

- ・ こども家庭庁には、文部科学省と連携し、学校保健も取り入れて、生まれてから思春期まで一気通貫した小児保健の管理体制の構築を期待。

#### (母子保健情報のデジタル化の推進)

- ・ 乳幼児期や学童期の健診、予防接種等の健康等情報の電子化及び標準化は、母子保健 DX の推進のために、重要な取り組みであり、実装に向けて推進すべき。

#### (こどもの入院付き添い等について)

- ・ 病気のこどもやその家族らが安心して入院生活を送ることができるように、入院付き添いの環境改善の取組について充実させるべき。
- ・ 障害児や医療的ケア児等をもつ保護者への就労支援や離職防止に関する支援についても盛り込んでいただきたい。

#### (CDRについて)

- ・ 遺族への配慮から必要な情報が活用できていない等の課題があるため、必要な情報が得られるように制度化に向けた検討も進めるべき。

#### (こどもの心のケアについて)

- ・ こどもの心のケアに関して、こどもの家庭環境に応じた一気通貫した取り組みの拡充が重要。
- ・ こどもの予期せぬ死が発生する前に地域での連携やネットワークを通じて対策を講じることが重要であり、学校等も含めた社会全体で、こどもを支援、見守り、心のケアを推進する体制整備の構築が重要。

以上

幼児期までのこどもの育ち部会

「こどもまんなか実行計画」の策定に関する意見書

- 2月26日に開催した「幼児期までのこどもの育ち部会」において、「こどもまんなか実行計画」の策定に向けた議論を実施。
- あわせて同部会では、昨年12月に閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」（別添1）の関連施策について、検討を実施。
- 委員から、別添2の御意見をいただいたことを踏まえ、別添3のとおり、「はじめの100か月の育ちビジョン」における5つのビジョンごとに関連する主な国の施策を整理。
- また、「はじめの100か月の育ちビジョン」においては、
  - ・ 本ビジョンをこどもの育ちの充実につなげ、実効性を確保するためには、その理念や基本的な考え方をこども施策へ反映し、全ての人とともに進める具体的実現策を一体的・総合的に推進することが不可欠であること
  - ・ その際、こども基本法に基づき、こども施策の基本的な方針や重要事項等について定める「こども大綱」に本ビジョンの理念や基本的な考え方を反映し、「こども大綱」の下で策定することとしている「こどもまんなか実行計画」において、具体的施策を推進するとともに、必要に応じて施策を見直していくことを明記している。
- これらのことから、全てのこどもの「はじめの100か月」の育ちを支援・応援するため、「はじめの100か月の育ちビジョン」の関連施策を「こどもまんなか実行計画」にしっかりと位置づけ、本ビジョンの考え方を踏まえてこれらの施策を推進していただきたいと考える。

# 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

令和5年12月22日 閣議決定

## はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上にとって最重要

✓誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり

※児童虐待による死亡事例の約半数が0～2歳/就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される

✓誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

## 目的 全てのこどもの誕生前から幼児期までの

「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

## こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

### 1 こどもの権利と尊厳を守る

⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障

- ✓乳幼児は生まれながらにして権利の主体
- ✓生命や生活を保障すること
- ✓乳幼児の思いや願いの尊重

### 2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠

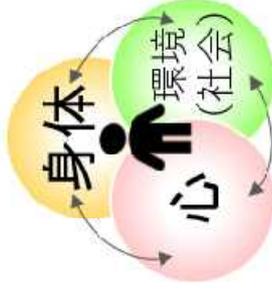


「アタッチメント（愛着）」<安心>

不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の土台を獲得

豊かな「遊びと体験」<挑戦>

多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援



全てのこどもの生涯にわたる身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）な観点での包括的な幸福

⇒全ての人のウェルビーイング向上にもつながる

### 3 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

⇒育ちに必要な環境を切れ目なく構築し、次代を支える循環を創出

- ✓誕生の準備期から支える
- ✓幼児期と学童期以降の接続
- ✓学童期から乳幼児と関わる機会

### 4 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

- ✓支援・応援を受けることを当たり前に
- ✓全ての保護者・養育者とながらること
- ✓性別にかかわらず保護者・養育者が共育ち

### 5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの育ちを支える工夫が必要

- ✓「こどもまんなかチャート」の視点  
（様々な立場の人がこどもの育ちを応援）
- ✓こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓地域における専門職連携やコーディネーターの役割も重要



## 【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の妊娠前から幼保小接続の重要な時期（いわゆる5歳児～小1）までがおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

## はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓ こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓ 全ての人の具体的な行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

幼児期までのこどもの育ち部会（第 10 回）における主な委員意見  
（「はじめの 100 か月の育ちビジョン」の関連施策について）

**ビジョン①：こどもの権利と尊厳を守る**

- こどもの権利について、こども・若者や、保護者・養育者、保育者、コーディネーターへの周知を行うことが必要。
- 「児童虐待防止等の推進」について、児童相談所の人員配置を含めた体制強化を行うことが必要。また、子育てにおける体罰禁止に関して、今後も継続的な調査等が必要。

**ビジョン②：「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める**

- 「『はじめの 100 か月』のこどもの育ちに関する調査研究」について、障害があるなど「アタッチメント（愛着）」の形成が困難なこどもについても調査研究を行うことや、バイオサイコソシヤルの観点で調査研究を行うこと、生活習慣がこどもの育ちに与える影響を示していくこと、得られた知見が蓄積されていく仕組みづくりが必要。
- 「アタッチメント（愛着）」について、保護者・養育者や社会への普及啓発が大切。
- 「『こども誰でも通園制度』の創設」について、障害の有無にかかわらず、制度を利用できるようにすることや、学童期の兄弟がいる場合などを想定した放課後児童クラブとの連携が必要。
- 「保育士等の配置基準や処遇の改善」について、処遇改善によって質の高い保育人材を確保することや、保育者が学び続けられる研修制度の設計、乳幼児の豊かな「遊びと体験」の環境の整備を通じた保育の質の保障といった取組も必要。

**ビジョン③：「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える**

- 妊娠期や産後の支援からその後の様々な子育て支援まで、子育て当事者の視点から見て、切れ目ない支援を行うことが重要。特に障害のあるこどもが小学校へ入学する際は、上手く接続できるように配慮が必要。
- 「放課後児童対策の推進」について、地域の実情に応じた放課後児童クラブの受け皿の拡充等が必要。
- 「地域における障害児の支援体制の強化とインクルージョンの推進」について、児童発達支援センターの機能強化に必要な支援を行うことを明示的に打ち出すことが必要。

#### **ビジョン④：保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする**

- 夫婦ともに子育てについて学ぶ産前講座の充実が必要。
- 母子保健と子育て支援の切れ目ない連携が大切。
- 「地域におけるこども・子育て支援の推進」について、乳幼児期は特に、保護者・養育者同士のピアサポートや学び合い、相談や交流の場をつくることや、家庭教育支援が重要。
- 「『こども誰でも通園制度』の創設」について、親子通園によって保護者・養育者が他の保護者や専門機関等につながるようにすることや、制度が必要な家庭への利用の推奨、必要に応じた家庭状況の把握等を通じて、切れ目なく機能させることが重要。
- 「出産・子育て応援交付金事業の推進」の「伴走型相談支援」について、各利用者に応じた分かりやすい情報提供が必要。

#### **ビジョン⑤：こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す**

- 「『はじめの100か月の育ちビジョン』の普及啓発」について、本ビジョンを踏まえた具体的な実践例などを、自治体や保育・子育て支援等の事業者へ分かりやすく周知することや、支援制度の紹介を含め、こども・若者や保護者・養育者へ端的に周知することが必要。
- 「『はじめの100か月の育ちビジョン』地域コーディネーターの養成」について、地域に根付いた持続的な活動を創出していくことや、園・地域子育て支援拠点・企業など多様な場にコーディネーターを置くこと、活動にバイオサイコソーシャルの観点を取り入れること、孤立する若い世代とのつながりをつくるという視点で進めることが重要。
- 「乳幼児触れ合い体験の推進」について、教育・福祉部局が連携しながら全ての小中高生に対して乳幼児と関わる機会の提供を推進すること、父親が参加しやすいように工夫すること、こども・若者が子育てを前向きに捉えられるようになるといったアウトカムにつなげることが重要。

「はじめの100か月の育ちビジョン」に関連する主な国の施策の例

5つのビジョン	取り組むべき課題	具体的な施策の例	「こども大綱」関係部分
<p>【ビジョン1】 こどもの権利と尊厳を守る</p>	<p>こども基本法にのっとり、こどもの育ちを保障するため、その思いや願いを尊重し、生命や生活等を保障することが必要</p>	<p>○「はじめの100か月の育ちビジョン」の普及啓発 ビジョンに基づき、全ての乳幼児の権利と尊厳が守られるよう、広報の動画・パンフレット等を作成・周知し、こども・若者や保護者・養育者、こどもに関わる専門職など、社会全体への普及啓発を図る。</p> <p>○児童虐待防止等の推進 児童虐待の未然防止や虐待への対応強化等により、こどもの権利と尊厳を守るため、こども家庭センターの全国展開や、児童相談所の人員配置を含めた児童虐待への支援現場の体制強化等を図る。</p>	<p>①・⑥・⑩ ④・⑤・⑨・⑪</p>
<p>【ビジョン2】 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める</p>	<p>乳幼児の成長のため、「アタッチメント（愛着）」の形成と、豊かな「遊びと体験」の機会を保障することが必要</p>	<p>○「はじめの100か月の育ちビジョン」地域コーディネーターの養成 ビジョンに基づき、乳幼児・保護者等と地域の人々をつなぐためのイベント開催等の活動を行う地域コーディネーターを研修・養成する取組の先進事例を創出する。</p> <p>○「はじめの100か月のこどもの育ちに関する調査研究 「アタッチメント（愛着）」や「遊びと体験」など、多角的な視点から、乳幼児の育ちに関する科学的知見の充実・蓄積・普及に向けて、調査研究や実態調査を実施する。</p> <p>○「こども誰でも通園制度」の創設 「こども誰でも通園制度」を新たな通園給付として創設することにより、心身の状況や置かれた環境に関わらず、ひとしく全ての乳幼児に対して、家庭と異なる環境に触れ、家族以外の多様な人と関わる機会等を保障する。</p>	<p>⑥ ④・⑨</p>
<p>【ビジョン3】 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える</p>	<p>こどもの育ちに必要 な支援・環境を、ひとしく切れ目なく構築していくことが必要</p>	<p>○親子関係形成支援事業の推進 支援・保護が必要なくとも保護者等に対し、状況に応じて、親子の適切な関係構築に向けた支援を実施する。</p> <p>○保育士等の配置基準や処遇の改善 保育士等の職員配置基準や処遇の改善など、保育者が誇りを持って働くことのできる体制整備を進めることで、乳幼児の育ちにとって重要な役割を持つ専門職を支える。</p> <p>○出産・子育て応援交付金事業の推進 妊娠から出産・子育てまで一貫した、切れ目ない「伴走型相談支援」と「経済的支援」を実施し、出産・子育てについて各利用者に応じた分かりやすい情報提供等を行う。</p> <p>○幼保小の架け橋プログラムの推進 各自治体の幼児教育と小学校教育の関係者が連携・協働して、5歳児から小学校1年生の2年間の「架け橋期のカリキュラム」の開発・実施・改善等に取り組み、「幼保小の架け橋プログラム」を推進する。</p> <p>○放課後児童対策の推進 「小1の壁」を打破し、幼児期から学童期への切れ目ない育ちを保障するため、放課後児童クラブの受け皿整備など、関係省庁で連携して放課後児童対策を推進する。</p> <p>○乳幼児触れ合い体験の推進 「地域少子化対策重点推進交付金」を活用し、教育・福祉部局の連携の下、若い世代が乳幼児や子育てで家庭と触れ合う機会を増やすことで、自身の育ちを支えられてきた者が次代のこどもの育ちを支える循環づくりを図る。</p> <p>○地域における障害児の支援体制の強化とインクルージョンの推進 障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域づくりのため、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化に必要な支援を行うとともに、保育所等への巡回支援の充実を図る。</p>	<p>⑥ ⑤・⑨・⑫ ⑥ ⑦ ⑧ ③</p>

# 「はじめの100か月の育ちビジョン」に関連する主な国の施策の例

5つのビジョン	取り組むべき課題	具体的な施策の例	「こども大綱」関係部分
【ビジョン4】 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする	全ての保護者・養育者・子どもとともに育つ保護者・養育者を伴走的に支援・応援することが必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 母子保健施策の総合的な推進 産前・産後ケアの拡充や乳幼児健診の推進など、妊産婦や子育て世帯を支える母子保健分野の諸施策を総合的に推進する。</li> <li>○ 地域における子ども・子育て支援の推進 保護者・養育者の相談や交流、育ち合いの場の確保のため、地域子育て支援拠点事業等を推進するとともに、身近な相談機関である地域子育て相談機関の整備等によって、子育て世帯を必要な支援につなげる。また、ファミリー・サポート・センター事業等を通じた地域における育児の相互援助や、家庭教育支援等を進める。</li> <li>○ 共働き・子育ての推進 出生後一定期間内に両親ともに育児休業を取得することを促進するなど、保護者・養育者の労働環境の整備を含めた対応を進めることで、子どもと過ごす時間の確保を図る。</li> <li>○ 「こども誰でも通園制度」の創設【再掲】 「こども誰でも通園制度」を新たな通園給付として創設することにより、保護者・養育者の孤立感・不安感の解消や、育児負担の軽減、親としての成長等を、各家庭の状況等に応じて切れ目なく図る。</li> <li>○ 出産・子育てで応援交付金事業の推進【再掲】 保護者・養育者への「伴走型相談支援」や「経済的支援」を一体的に行い、子育て当事者である利用者視点に立ち、そのウェルビーイングと成長を切れ目なく支援・応援する。</li> </ul>	⑤  ⑨  ⑩  ⑥  ⑤・⑨・⑫
【ビジョン5】 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す	「はじめの100か月のこどもの育ちを社会全体の全ての人で応援していくことができるよう、広報・普及啓発など、「こどもみんなか社会」に向けた気運の醸成が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「こどもみんなかアクション」と連携した広報 「こどもみんなか社会」の実現に向けて、「こどもみんなかアクション」と連携し、ビジョンを踏まえた国民の具体的な行動を促す広報を実施する。</li> <li>○ 「健やか親子21」と連携した広報 「健やか親子21」の妊娠・出産・子育て期の健康に関する普及啓発と連携し、ビジョンを踏まえた基本的な考え方を広める広報を実施する。</li> <li>○ 「はじめの100か月の育ちビジョン」の普及啓発【再掲】 ビジョンに基づき、乳幼児や保護者等を支え、応援する人々の行動の輪を広げていくことができるよう、広報の動画・パンフレット等を作成し、ビジョンを踏まえた具体的な実践・取組例を含め、こども・若者や保護者・養育者、こどもに関わる専門職など、社会全体へ分かりやすく普及啓発を図る。</li> <li>○ 「はじめの100か月の育ちビジョン」地域コーディネーターの養成【再掲】 ビジョンに基づき、各地域の多様な場に根差して、乳幼児・保護者等と地域の人々をつなぐためのイベント開催等の活動を行う地域コーディネーターを研修・養成する取組の先進事例を創出する。</li> <li>○ 乳幼児触れ合い体験の推進【再掲】 「地域少子化対策重点推進交付金」を活用し、教育・福祉部局の連携の下、若い世代が乳幼児や子育て家庭と触れ合う機会を増やすことで、自身の育ちを支えられた者が次代のこどもの育ちを支える循環づくりを図る。</li> </ul>	⑬  ②  ①・⑥・⑩  ①・⑥・⑩  ⑧

※記載している施策はあくまで現時点で「はじめの100か月の育ちビジョン」の理念や基本的な考え方(5つのビジョン)に資すると考えられる取組の例示であり、今後、さらに関連施策の裾野を広げていくことを目指したい。

## ※「こども大綱」の項目のうち、主に以下の赤字部分が「はじめの100か月の育ちビジョン」の関連施策に関係。

### 第3 こども施策に関する重要事項

- 1 ライフステージを通じた重要事項
  - (1) こども・若者が権利の主体であること、社会全体での共有等
  - (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり: ①
  - (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供: ②
  - (4) こどもの貧困対策
  - (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援: ③
  - (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援: ④
  - (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

### 2 ライフステージ別の重要事項

- 14 (1) こどもの誕生前から幼児期まで
  - (妊娠前から妊娠前、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保): ⑤
  - (こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実): ⑥
- (2) 学童期・思春期
  - (こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等)
  - (居場所づくり): ⑦
  - (小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実)
  - (成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育): ⑧
- (いじめ防止)
- (不登校のこどもへの支援)
- (校則の見直し)
- (体罰や不適切な指導の防止)
- (高校中退の予防、高校中退後の支援)
- (3) 青年期
  - (略)

### 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援: ⑨
- (3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大: ⑩
- (4) ひとり親家庭への支援

### 第4 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
  - (略)
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
  - (1) 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM
  - (2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援: ⑪
  - (3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化
  - (4) 子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を必要の人に届けるための情報発信: ⑫
  - (5) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革: ⑬
- 3 施策の推進体制等
  - (略)

## こどもの居場所部会における 「こどもまんなか実行計画」の策定に関する意見について

令和6年3月25日  
こどもの居場所部会

- 令和6年3月6日に開催した「第14回こどもの居場所部会」において、こどもの居場所づくりに関する指針を踏まえた今後の取組（別添1）や「こどもまんなか実行計画」について、議論を行いました。
- 委員よりいただいた「こどもまんなか実行計画に盛り込むべき事項」について
  - ・ 同日のこどもの居場所部会で議論した「こどもの居場所づくりに関する指針に基づいた今後の取組」の内容について盛り込むべきであること
  - ・ 災害時のこどもの居場所づくりの取組が重要であること
  - ・ こどもの居場所づくりの対象には、学齢期・思春期のこどものみならず、大学生や20代の若者も対象に含まれることに十分留意すべきであること
- 委員よりいただいた「こどもまんなか実行計画策定のプロセス」について
  - ・ こども・若者からの意見を聴くことが重要であること
- 委員よりいただいた「取りまとめに当たって留意してほしいこと」について
  - ・ 「こども大綱」や「こどもの居場所」といった表現になるとしても、20代や30代の若者まで含んだものであることを強調していただきたいこと



## こどもの居場所づくりに関する指針に基づいた今後の取組について

### 1 指針の広報・啓発

動画やパンフレットを制作し、指針の広報・啓発を実施する。

### 2 こどもの居場所づくり支援体制強化事業の推進

指針に基づきこどもの居場所づくりを推進するため、各種事業を着実に実施する。

- (1) 実態調査・把握支援(居場所の有無やニーズ等の現状を把握するための実態調査への支援)
- (2) 広報啓発活動支援(マップやポータルサイトなど広報啓発の取組への支援)
- (3) こどもの居場所づくりコーディネーター(仮称)の配置等支援(地域の居場所全体をコーディネートする人材配置への支援)
- (4) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援(モデル事業)(民間団体が創意工夫して行う居場所づくり等への支援)

### 3 他事業のガイドライン等見直し

放課後児童クラブ運営指針や児童館ガイドラインなど、既存のガイドライン等の見直しを実施する。

### 4 各種調査研究事業実施

指針を踏まえ、こどもの居場所づくりに関する調査研究を実施する。

- (1) こどもの居場所づくりに関する評価指標調査研究事業 (仮称)
- (2) 災害時におけるこどもの居場所づくり調査研究事業 (仮称)

### 5 こどもの居場所づくりに関する指針の解説書(仮称)作成

指針に記載されている内容の背景など具体的に記述することで理解を深めるための指針を解説する資料を作成する。

## こどもまんなか実行計画の策定に向けた 「社会的養育・家庭支援部会」意見書

こどもまんなか実行計画の策定においては、こども大綱に基づき具体的に取り組む施策の内容をしつかりと盛り込むことが重要であり、その際、以下の点について留意が必要である。

### こども大綱

#### 第2 こども施策に関する基本的な方針

##### (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 について

###### (里親等委託の推進)

- 里親等委託率の国の目標について、自治体格差を改善し、より多くの自治体で家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく取組を進める必要がある。
- 里親支援センターが期待される役割を果たせるよう、人材養成等を進める必要がある。
- 里親等委託の推進に当たり、都道府県のみならず、市町村の関与が重要である。

###### (施設の高機能化)

- 社会的養護関係施設の高機能化について、施設で暮らすこどもの状況や、こどもへの支援内容を踏まえて、検討を進める必要がある。

###### (自立支援)

- 社会的養護経験者や、虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等への支援を進める必要がある。

###### (特定妊婦等支援)

- 家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援を進める必要がある。

###### (全体に関すること)

- 施策の推進に当たっては、地域により格差が生じないように、取り組んでいく必要がある。
- 定められた目標に対する取組状況を毎年明確に把握し、具体的な施策を検証していくことが重要である。
- 困難を抱えざるを得ないこどもたちを、地域社会で見つけ、支援につなぐ取組を進める必要がある。
- 様々な制度の策定、調査研究、事業等の検討の際には必ず、当事者や経験者の参画が必要である。
- 行政が、こどもの権利に関する認識を持ち、先入観なくこどもの意見を聴く姿勢が重要である。

## こどもまんなか実行計画の策定に向けた

### 「児童虐待防止対策部会」意見書

こどもまんなか実行計画の策定においては、こども大綱に基づき具体的に取り組む施策の内容をしっかりと盛り込むことが重要であり、その際、以下の点について留意が必要である。

#### こども大綱

##### 第2 こども施策に関する基本的な方針

##### (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 について

##### (児童虐待防止対策に係る体制強化について)

- こども家庭センターにおいて、サポートプランの作成やアウトリーチ支援等が充実するよう、人材の確保や体制の強化が必要である。
- 都道府県（児童相談所）と市町村（こども家庭センター）との間で個別ケースの連携をこれまで以上に強くするとともに、こども家庭センターにおいては学校や精神科医療機関、予期せぬ妊娠をした特定妊婦等に係る妊産婦等生活援助事業などの各種機関や事業との十分な連携が必要である。
- こうした施策の検討の前提となる虐待の実態の把握を進める必要がある。
- こども家庭センターが家庭支援事業（子育て短期支援事業（令和4年児童福祉法等改正により親子での入所が可能に）、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）を十分に活用する必要がある。

##### (こども家庭ソーシャルワーカーについて)

- こども家庭ソーシャルワーカーについて、まずは第一期の資格保有者の輩出を着実にを行うとともに、施行後2年目途の検討において、海外の状況や実際に必要とされている専門性や経験についての情報収集や十分な議論による論点整理が必要である。

「こどもまんなか実行計画」の策定に関する  
障害児支援部会委員の意見

**専門的支援が必要な障害児に対する支援について**

- 専門的支援が必要なこどもとして、医療的ケア児や聴覚障害児だけでなく、行動障害を有する児も対象として施策を進めることが重要である。
- 医療的ケア児の受入れのための看護師配置に係る助成について、保育所と幼稚園とで事業者負担に大きな差があるため（保育所や認定こども園では原則自己負担なし、私立幼稚園では自己負担2／3）、幼稚園への対応も検討していただきたい。
- 医療的ケアに対応できる障害児入所施設や児童養護施設等の社会的基盤の不足だけでなく、経済的困窮や虐待など家庭の養育力に課題があるなどの要因により、医療機関での入院治療を終えても退院できず、長期間にわたって医療機関で過ごすこどもたちの実態を把握する必要がある。
- 医療的ケア児が成人移行期を迎えることを見越して、生まれ育った地域で最期まで生ききる選択を支えるための社会的基盤の整備を急ピッチで進めていただきたい。
- 就業できる意思と能力のある医療的ケア者に対し、支援の継続を行い、能力に応じて自立し、納税者として社会参画できる、労働者としての権利保障のための制度を検討いただきたい。
- 障害福祉サービスを利用する際に必要となる相談支援事業所において、聴覚障害児者に対応するスタッフが「聞こえない」という特性や背景を把握し、聴覚障害児者が納得するサービスを受けられるようにするため、ろう当事者や手話通訳ができる者を配置することが重要である。
- 専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化するに当たっては、障害当事者団体との連携も必要である。

## 家族支援について

- 障害の有無にかかわらず、家族への支援が重要である。障害がある子どもと家庭に対するニーズに応じた社会的な対応が必要である。子どもや親に選択の責任を求めるだけでなく、養育を分かち合い、小さなニーズに気づくことからサポーターティブな支援につなげる必要がある。そのためには、子ども家庭センターとの連携や、児童発達支援センター等を中心とした地域作りが重要である。

## 特別支援教育について

- 特別支援教育について、「障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための条件・環境整備・・・を両輪として」とされているが、
  - ・ 障害のある子どもと障害のない子どもと一緒に過ごすことができる条件・環境整備は、インクルーシブな社会を実現する上で最も重要であり、「可能な限り」という留保を残すべきではない。
  - ・ 障害のある子どもと障害のない子どもがいるのは自然なことであり、その子どもたちがともに過ごすために安全・安心を図る必要があるとすると、そのこと自体が障害のある子どもを特別な者（＝健常者よりも脆弱である、危険な存在となりうる）と見る誤った考え方を広めてしまうおそれがあり、「安全・安心」という言葉が用いられることに違和感がある。

## 関係省庁の連携・体制強化について

- 厚生労働省と子ども家庭庁の連携により、医療的ケア児者のシームレスな接続支援を行っていただきたい。
- インクルーシブな教育・養育環境の実現のため、文部科学省をはじめとする関係各省との緊密な連携が不可欠であり、インクルージョン推進の調整部局の設置を検討していただきたい。
- 障害児をとりまく課題は複雑多岐にわたり、インクルージョン施策の推進のためには、現場の知見を持つ多様な専門人材のバックアップが不可欠であることから、誰ひとり取り残さない障害児支援施策の基本理念を着実に実行するため、子ども家庭庁障害児支援部門の人員体制の強化を検討していただきたい。

## 地方自治体との連携について

- 国と地方が車の両輪となって、子ども・子育て政策を強力に推進するため、「こどもまんなか実行計画」を策定・実施・評価するに当たっては、当事者であるこどもや子育て当事者等の意見はもとより、地方の意見もしっかりと反映していただきたい。
  
- 「こどもまんなか実行計画」の策定に当たっては、
  - ・ 自治体の実情を考慮した上で、過重な事務負担や財政負担とならないよう十分な検討を行うこと。
  - ・ 各事業の円滑な実施に向けて、自治体ごとの差が生じないように、人材の確保・育成・定着に係る支援についても考慮すること。
  - ・ 制度の具体化に当たっては、自治体の準備期間の確保や、具体的で速やかな情報提供と周知を行うこと。

## その他

- 福祉サービスの支給決定や学校における医療的ケアの実施、通学支援や通学先の選択等に関して、地域間格差が非常に大きいことから、一定程度の標準化を図る方策について検討いただきたい。併せて、人材リソースの共有や要件緩和により、人材の効率的な配置ができる体制・制度についても検討いただきたい。

## こどもまんなか実行計画の策定に向けた意見交換及び

### 部会での主な意見（こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会）

令和5年11月22日、27日、30日に、こども家庭審議会こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会（以下「部会」という。）の構成委員や支援団体が参加して、「こどもまんなか実行計画（仮称）の策定に向けた意見交換」を行った。さらに、こども大綱及びこども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の取りまとめ後、部会を開催して、意見交換で出た主な意見について議論を深め、以下のとおり整理した。

#### **1. 相談体制強化・人材確保**

- 関係機関等に障害者総合支援法の委託相談支援事業所が明記されていないことは差別的だと感じる。介護保険のケアマネージャーのひとり親版のような公的支援があれば、一人ひとりに寄り添いながら必要な支援に案内ができるのではないかと感じる。
- 今後、支援の担い手の確保が難しくなるため、事業の実施を必須化する前に、支援を担う人材にどのように目を向けてもらうか、どのように人材を確保するかが課題である。
- NPO等での人材確保を安定的に行うことができるような予算措置や、相談員の常勤化、相談員を含む関係部署の職員に対する研修の実施が必要である。

#### **2. 生活支援と学習支援**

- 空腹で授業を受けるところではない子どももいるので、食事環境の抜本的な改善が必要。食料品への税率の引き下げや給食費の無償化が要望として多く挙げられる。
- こども食堂や学習支援に、誰でも参加できるのは承知しているが、貧困で厳しい状況にある子どもたちが確実に行くことができるようになることは従来からの課題である。
- 長期休暇中や、高校生・若者世代など給食のない世代への食事の保障も重要であり、自治体がいち早く、支援団体に届くようなものにしてほしい。事例紹介を行うだけでも効果がある。
- こども食堂は、貧困状況にある子ども以外も利用するので、こどもの貧困という文脈では、こども食堂をツールにしない方が貧困対策の焦点がぼやけないのではないかと感じる。

- 学習支援については、類似の事業である生活困窮者自立支援法に基づく学習事業も同様に拡充していくなど、それぞれの事業が連動し、全体として支援の質が向上するようにしてほしい。
- 小学生のうちから学習支援の手当てをしていく必要があるのではないか。
- 国庫補助率を上げて自治体が行き組めるようにしてほしい。

### **3. 就業支援**

- 児童扶養手当の所得水準から抜け出すための能力を培うために、ひとり親家庭の親と企業のマッチングをいかにして考えるかについても検討してほしい。また、労働政策として企業に対してひとり親に対する意識改革をしていくようなアプローチを検討してほしい。
- 児童扶養手当受給者が受けられる就労支援を寡夫世帯まで広げてほしい。
- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）の職業訓練事業の対象にひとり親家庭も組み込めないか。また、特定求職者雇用開発助成金では、ひとり親を雇用した場合の助成があるが、助成対象期間が1年では短いので拡充してほしい。
- 就労支援により、どれだけのひとり親家庭が就労につながったのか、どの程度労働収入が上がったのか、どの業種で上がったのか等、施策の結果検証が必要である。

### **4. 経済的支援**

- 児童扶養手当は20年以上所得制限額が上がっていないが、最低賃金も上がっている中、働き控え等の問題も生じているため、所得制限額の引上げや撤廃をしてほしい。
- 児童扶養手当の打切りが就労のブレーキとなる。いきなり打切りになるのではなく、支給額の半減期や段階的な緩和期間があれば、就労意欲が下がることなく安心して仕事を続けることが出来て、就労支援と経済支援の両方がフォローできるのではないか。
- 児童扶養手当について、こども一人当たり5万円にするなど、給付額の増額が必要ではないか。
- 児童扶養手当の2人目、3人目の加算額についてはどの程度のラインが望ましいのかEBPM部会などデータに基づいた検討、見直しを行ってほしい。

- 子育てに必要な費用はこどもの成長に伴って増えていき、年数が経つほど家計は圧迫されるため、児童扶養手当のいわゆる5年ルールは見直す必要があるのではないかと。
- 養育費が収入認定されることにより、児童扶養手当の減額等の不都合が生じるため、養育費の取扱いについて検討してほしい。また、法定養育費が支払われることとなった場合に、どのように児童扶養手当と連動するかなど検討してほしい。
- 経済的に困窮している世帯には定時制や通信制の4年生や5年生になっているこどもも多いため、児童扶養手当の年齢制限の緩和を検討してほしい。
- 児童扶養手当について、どの程度の給付が適切なのか中期的に検討していく必要があるのではないかと。
- 低所得子育て家庭（ふたり親）に対する支給についても検討していく必要があるのではないかと。
- 収入が途絶えた際の緊急措置的な経済的支援も必要ではないかと。

## **5. 教育支援**

- 就学援助制度について、自治体の予算額によらず、該当する方は必ず受けられるよう制度を強化してほしい。
- 就学援助制度について高校も対象としてほしい。
- 所得制限のはざまにあるこどもが苦勞しないよう、高等学校等就学支援金制度の所得制限の緩和をお願いしたい。
- 高等教育の修学支援新制度を知らないことで進学を諦めてしまうこどももいるため、早め早めの周知を行ってほしい。
- 虐待被害者に対する高等教育の無償化については、適用要件の基準を下げるべきではないかと。
- 高校卒業後に大学に進学しなかった者も対象となるよう、奨学金の対象年齢を拡充してほしい。

- 学生支援機構の給付型奨学金について、学校によって給付型奨学金の対象にならず、貸与型奨学金になることがあるので、学校によって変わることがないようにしてほしい。
- 経済的な理由で進学や部活動、学校行事を諦めざるを得ないということがないように、それぞれの費目の補助の充実に取り組んでほしい。
- 小学校から高校までの（授業料以外の教材費等も含めた）教育費完全無償化、教育費の私費負担の抜本的改革に関して前向きな検討をお願いしたい。
- 学校プラットフォームの実現のために、松戸市版のモデルのような事例を全国のスタンダードにしていくような取組を行ってほしい。
- スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの常勤化に向けた効果検証や予算の獲得、検証対象の自治体の増加等をお願いしたい。
- 教員の加配や困難な状況にあるこどもたちに追加的に指導できる環境整備をしてほしい。

## **6. 養育費の確保支援**

- 養育費の立替制度について国レベルでも取り入れてほしい。それが難しい場合も、養育費に関する弁護士相談を無料で受けられるような体制を自治体ごとに作れるよう、支援の拡充が望まれる。
- 養育費が支払われない場合の罰則規定や給料からの天引き等、強制力のある受け取り制度に踏み込んでいく必要があるのではないか。

## **7. その他**

- こども大綱にある、「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標（アウトカム）が全て主観的なもの。また、貧困に関する目標が入っていない。数値目標と指標の関係性や因子分析をしたうえで、客観的な中間目標を設定する必要がある。
- 自治体に参加してもらって大規模調査をすると、物質的な剥奪、こどもに我慢をさせているという項目の状況が厳しく、格差が広がっている。しっかりと KPI を見ていくことが必要ではないか。

- どの部会も数値目標について議論をすべきである。子どもの貧困対策大綱には詳しい指標が盛り込まれていたが、指標がどういった形で政策の中に活かされているのか、その点に絞って議論する場を持つ必要がある。
- こどもの貧困について継続分析していくためにパネル調査（同じこども・若者を経年的に調査していく）が必要。どのようなこども・若者がより良い状態になったか、そのためにどの政策的な支援が重要であったかの分析が可能になる。
- 地方分権下においても、自治体間での支援の格差が生じないように、国からの働きかけをお願いしたい。高校の無償化も進んでいるが、都道府県ごとのデータや東京都と地方の関係など、データに基づきながらきめ細かな政策を実施していくことが重要。
- 本来行政が公助でやるべき部分と、地域で共助として行う部分の整理はつけるべきである。
- 児童扶養手当の現況届の届出時に、こどもに対するアンケートを実施するなど、こどもの意見を聴くことができるような仕組みが必要ではないか。
- こどもまんなか実行計画の中で、自治体における連携体制を評価する KPI を設けるべきではないか。
- ふたり親の低所得家庭の問題が反映されにくい。親が十分にこどもを守り切れないような世帯、親機能が十分に発揮されないような家庭の問題への対応を強く打ち出していかなければならない。
- こどもの貧困は、こども家庭庁のどの部会にも関わっている。部会間の連携を考えていただきたい。
- コロナや地震といった非常時に貧困家庭のこどもを迅速に支援するというのを、計画に盛り込んでほしい。
- 家族法制の見直しに関する民法改正案が国会で議論されているが、これまで以上に、親権、養育費、DVなどで、こどもに関する問題が多く出てくるため、こども家庭庁の関りが求められる。



# 今後のこども・若者の社会参画及び意見反映について

令和6年3月

こども家庭審議会基本政策部会

こども・若者参画及び意見反映専門委員会

## この資料について

---

- こども・若者の意見反映・社会参画について、「こども・若者参画及び意見反映専門委員会」がこれまで話し合ったことや「こども大綱」で決まったことを踏まえて、**今後こども家庭庁や専門委員会が考えたり、取り組んだりした方がいいこと**をまとめたもの。
- 
- こども・若者参画のモデルとなる「委員会」として、こども・若者にもわかりやすいよう、**やさしい言葉でまとめたもの。**

## 1

### 国が意見を聴くための取組

#### ● 高校生や大学生、20代の若者が国の会議の委員になった。

- ・ 専門委員会では、こども・若者委員が意見を言いやすい環境づくりのため、会場や席の配置、事務局の服装を私服にするなどの会議の運営の仕方に工夫するようにした。

【こども家庭審議会の高校生～20代委員の構成割合】（令和6年3月22日現在）

- ・ こども家庭審議会（24.0%（6/25人））
- ・ こども家庭審議会基本政策部会委員（27.3%（6/22人））
- ・ こども家庭審議会基本政策部会こども・若者参画及び意見反映専門委員会（33.3%（4/12人））



こども・若者参画及び意見反映専門委員会の様子

#### ● 意見反映の取組(こども若者★いけんぷらす)を始めた。

- ・ 対面・オンライン・アンケート・チャット・出向く型など多様な手法を組み合わせた。
- ・ 貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、障害・医療的ケア、非行などを始め、困難な状況に置かれたこども・若者、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らすこども、社会的養護経験者など、様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者、乳幼児を含む低年齢のこども、意見を表明することへの意欲や関心を必ずしも高くもてないこどもや若者がいることを認識したうえで、多様な手法で意見を聴くため、児童養護施設、障害児支援施設、児童館、ひとり親支援団体にこども家庭庁の職員が出向いた。
- ・ テーマについて、参加者にあわせたわかりやすい資料を使って、あらかじめ説明を行った。
- ・ ファシリテーターが参画して、意見を言いやすい場づくりをした。
- ・ 意見が反映されたかどうか、分かりやすくフィードバックした。
- ・ こども家庭庁のホームページに資料を載せて、こども・若者の意見を聴くことの大切さについての理解をひろげた。
- ・ こども・若者が運営にも参画した。

【こども若者★いけんぷらす実績】（令和6年3月22日現在）

実施テーマ数：27テーマ

意見を聴いた人数：約2,600人（延べ人数、アンケート回答件数含む）

- **多様なこども・若者の声を聴くにはどうしたらよいかまとめた。**

※「多様なこども・若者の意見反映プロセスの在り方に関する調査研究～声を聴かれにくいこども・若者の意見を聴き、政策に反映するために～報告書」  
URL:<https://www.cfa.go.jp/policies/iken/guideline/hokokusho>

- **ファシリテーターを育てるためのプログラムを作った。**

※「こども意見ファシリテーター養成講座モデルプログラム」  
URL:<https://www.cfa.go.jp/policies/iken/chosa/program>

## 2 自治体が意見を聴くことをサポートする取組

- **国や都道府県、市区町村で働く人のためのガイドラインを作った。**

・ 国や都道府県、市区町村で働く人に向けて、こどもや若者の意見を聴くことが大事だと知ってもらい、意見を聴く取組をしてもらうために、ガイドラインを作った。

※「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」 URL:<https://www.cfa.go.jp/policies/iken/ikenhanei-guideline>

- **「こども・若者意見反映サポート事業」を始めて、ファシリテーターやこども家庭庁で働く人が県や市区に行って、意見を聴く様子を他の自治体の人に見てもらったり、意見を聴くにはどうすればよいのか、相談に乗った。**

・ 参加者や視察した自治体から前向きな感想が得られた一方で、テーマ設定や参加者募集など工夫が必要な点があることもわかった。

【令和5年度 こども・若者意見反映サポート事業実績】（実施順）  
都道府県：山梨県、宮城県 / 市区町村：東京都太田区、滋賀県近江八幡市

## 1

### 国が意見を聴くための取組

- 「こども若者★いけんぷらす」を来年度も行う。
  - ・ 多様なこども・若者の声を聴くために、「出向く型」の回数を増やす。「出向く」先の負担にならないように工夫する。
  - ・ 「こども若者★いけんぷらす」を広く知ってもらうため、国の取組をひろく発信する。
  - ・ 意見を表すことの大切さをみんなに知ってもらうようにする。
- **こども・若者が国の会議に参加しているか調べ、どうすれば参加しやすいか、専門委員会で考える。**
  - ・ こども・若者の委員が安心して参加できるように、気を付けた方がよいことや実際に行っている工夫を調べる。
- **こども・若者の意見が聴かれているか、今の状況を調べる。**
  - ・ どのように何に取り組んでいるか、多様なこども・若者の声が聴かれているか、プロセスや悩んだことも含めて、周りの職員に知ってもらう。
- **こども・若者が主体となって活動する団体と意見交換を行う。**

## 2

### 自治体が意見を聴くことをサポートする取組

- 作った国や都道府県、市区町村で働く人のためのガイドラインを多くの人に知ってもらう。
- ファシリテーターを育てるプログラムを使って、ファシリテーターとして必要なスキルを学べる機会を作る。
- 都道府県や市区町村でこども・若者の意見が聴かれているか、今の状況を調べる。
  - ・ 都道府県や市区町村が取り組んでいる良い例についても調べる。
  - ・ どのように何に取り組んでいるか、多様なこども・若者の声が聴かれているか、プロセスや悩んだことも含めて、周りの職員に知ってもらう。
- 「こども・若者意見反映サポート事業」を実施し、ファシリテーターが県などに行って、意見を聴く取組をサポートすることで、良い例を作り出して、周りの都道府県や市区町村にも意見を聴く取組が広まるようにする。

## 3

### こどもや若者が集まって活動する団体の後押し NEW

- こどもや若者が集まって活動する団体と国・都道府県や市区町村が協力している例を集めて、こどもや若者が社会に参画することの意義や大切さをみんなに知ってもらい、後押しにつなげる。

## 1 国が意見を聴くための取組

- 「こども若者★いけんぷらす」をより良くしていく。
  - ・ ぷらすメンバー(登録しているこども・若者)の数を1万人にする。
  - ・ 「テーマ」の設定、聴く質問について、こども・若者が関われるように考える。
- 年齢や発達の程度に応じて、多様な意見を聴くことができるように工夫する。
  - ・ 年齢などを踏まえて、いろいろな手法で意見聴取を行えるように、その手法や注意すべき点を考える。
  - ・ あらゆる多様な声を聴くことができるように、その工夫の方法や現状を把握する。
- これまで伝えてもらった意見について、個人情報保護を行った上で一覧にする。

## 2 自治体が意見を聴くことをサポートする取組

- 国や都道府県や市区町村がやっていることを調べた結果から、何ができていて、何ができていないか、なにが良くなったか考える。
  - ・ どうしたら「できなかったこと」を「できる」ようにしていくか、考える。
- 都道府県や市区町村が、自分たちでファシリテーターを育てることができるようにする。

## 3 こどもや若者が集まって活動する団体の後押し

- こどもや若者が集まって活動する団体を後押しする方法を考える。

## 4

## その他

- **すべてのこども・若者が自由に意見を表明しやすい環境づくりに向けて、取り組む。**
  - ・ こどもや若者から意見を聴くことの重要性や必要性を、学校や教育委員会などに知ってもらう。学校や教育委員会などの良い取組の例を集める。
  - ・ こども・若者と対等な目線でその意見を真摯しんに聴いて尊重するおとなの姿勢が重要であることから、こども・若者の意見を表明する権利について、こども・若者だけでなく、おとなに対しても知ってもらうことで、こども・若者の意見を聴くことの大切さについての理解をひろげる。
- **こどもや若者から意見を聴いたり、こどもや若者が参加する方法について、どうやって評価するかを考える。**
- **自治体に置かれている相談救済機関の例や、寄せられた意見の取り扱い方について調べたことを踏まえて、どのようなことができるか考える。**